

令和7年12月1日

公益社団法人企業情報化協会 御中

〒100-0001

電話

FAX

一般社団法人BPM コンソーシアム

(代表理事)

通知代理人弁護士

通 知 書

前略

当職は、通知人一般社団法人 BPM コンソーシアム（以下「通知人」といいます。）の通知代理人として、貴協会に対し、以下の通り、通知いたします。

令和7年（2025年）11月10日頃から同月20日頃までの間、貴協会が主催する「第20回デジタル業務改革／BPM フォーラム2025」（以下「本イベント」といいます。）のウェブサイトにおいて、通知人の理事である（以下「理事」といいます。）が、通知人の事前の承諾なく登壇予定者として掲載されていた事実を確認いたしました。

その際、理事の紹介として、「公益社団法人企業情報化協会 ビジネスアナリスト」なる肩書きが付され、貴協会の役職または関係者であることを想起させる表示がなされておりました。

通知人と貴協会は競合関係にあり、上記のような表示を行ったことに対し、通知人は重大な懸念を抱いております。当該行為は誤認を招くだけでなく、通知人の内部情報の取得や信用毀損、あるいは理事の善管注意義務違反等を誘発する行為とも受け取れかねません。

通知人は、貴協会との円満な解決を望んでおりますが、事態を重く受け止め、本書面到達後10日以内に、以下事項について文書にてご回答いただくよう請求いたします。

記

- 1 貴協会は、[]理事が通知人の理事であることを認識した上で本イベントの登壇依頼を行ったのか。
- 2 貴協会がいかなる理由で、[]理事に対し本イベントの登壇依頼をしたのか、その経緯および目的。
- 3 []理事に対して「公益社団法人企業情報化協会 ビジネスアナリスト」等の貴協会の役職または関係者であるかのような肩書きを付して公表した理由および意図。
- 4 []理事に対し、本イベントの登壇またはその他の業務に関し、報酬、謝金、あるいは何らかの金銭的利益の供与（またはその約束）を行った事実があるか。
- 5 前記のウェブサイト以外にパンフレット、メールマガジンその他の媒体において、[]理事の氏名及び「公益社団法人企業情報化協会 ビジネスアナリスト」なる肩書きを使用した事実があるか。ある場合にはその媒体および配布範囲。
- 6 本イベントの登壇依頼の過程において、通知人の内部情報の入手や営業秘密の取得を目的とした事実はあるか。
- 7 []理事以外に通知人に所属する役職員に対して接触を行った事実があるか。ある場合にはその役職者の氏名および接触した頻度・目的。
- 8 本イベントの登壇依頼以外に[]理事に対して接触を行っているか。行っている場合にはその時期、頻度及び接触目的。
- 9 今後、通知人の関係者に対し、同様の行為を行わない旨の確約。

既に述べたとおり、通知人は、貴協会との円満な解決を望んでおります。しかし、万一、期限内に誠意あるご回答をいただけない場合または本件により通知人に損害が生じたと判断される場合は、法的措置を含めた厳正な対応を検討せざるを得ませんので、あらかじめ申し添えます。

なお、質問事項に対する回答は、必ず、当職宛までお願いいたします。

草々

(付記)

差出人

〒[]

法律事務所

弁護士 []

受取人

〒105-0011

東京都港区芝公園3-1-2 2日本能率協会ビル3階

公益社団法人企業情報化協会御中

この郵便物は令和7年12月1日
第13270887825号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: G01930464000100000 号

2/2 頁

郵便認証司

7.12.1

東京

7.12.1

12-18



2025年12月12日

一般社団法人BPMコンソーシアム（以下「通知人」と略称します）代理人
弁護士 [REDACTED] 殿

〒 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

公益社団法人企業情報化協会（以下「当協会」と略称します）代理人

弁護士 [REDACTED]



弁護士 [REDACTED]



弁護士 [REDACTED]



弁護士 [REDACTED]



弁護士 [REDACTED]



TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

回 答 書

前略

貴職からの令和7年12月1日付通知書（以下「本通知書」といいます）記載の各質問事項に対して、当協会の代理人として回答します。

質問事項1及び2について

当協会は、[REDACTED]氏が通知人の理事であることは認識しておらず、今回本通知書を頂き通知人ホームページを拝見して初めて認識したものです。

そもそも、当協会が[REDACTED]氏と初めて接触の機会を持ったのは2021年頃か

らであり、その経緯は当協会の各種セミナーの講師を担当して頂いている方から〇〇氏を紹介されたことが契機ですが、当協会主催の各種セミナーの講師等を〇〇氏に依頼したことは〇〇
一（〇〇、以下「前セミナー」といいます）1回のみです。なお、〇〇氏を紹介された際にも「個人としてBPMに関する活動をされている方」として紹介を受けたものであり、何らかの団体に所属しているという話は一切お聞きしておりませんでした。

今回当協会が本イベントを開催するにあたり前述の紹介者の方から〇〇氏がコメンテーターの登壇者として適任であるとの話があり、依頼するに至ったというのが実情です。

質問事項3について

●氏に当協会「ビジネスアナリスト」なる肩書を付したのは、本イベントの登壇にあたり何らの肩書を付さないのは不自然ということで一般的に広く用いられる名称を使用したものですが、そもそも当協会には「ビジネスアナリスト」という役職は無く、●氏以外でこの肩書を使用した例もありません。

質問事項4について

当協会は、**〇〇**氏に対して、本イベントに関連して金銭的利益の供与もその約束も一切行っておりません。但し、前セミナー及び**〇〇**氏を当協会に紹介した方が担当したセミナーに関して講師謝礼及び**〇〇**氏個人が作成した資料の作成料を支払った事実があります。なお、その内容については**〇〇**氏にご確認頂きたく、当協会から開示することは一般的守秘義務との関係上も差し控えさせて頂きます。

質問事項5、6及び7について

本通知書記載の各事実はいずれもありません。

質問事項 8 について

本イベント開催以前の〇〇氏との接触は、前述の紹介者の方だけが講師となつて実施したセミナー及び前セミナーに関するもののみで、その時期は2021年以降であります。セミナーの内容に関することは専ら前述の紹介者の方と行っており、〇〇氏とは事務的連絡を行ったことがあるのみです。

質問事項について

「通知人の関係者」が具体的に何人を指し示しているのかが不分明なため明確

には回答できませんが、少なくとも今回本通知書で指摘されている通知人現理事である[]氏及び通知人HPで理事と表記されている方々とは、[]氏・通知人間の紛争が解決に至るまでは接触・交渉を持つつもりが無いことは回答致します。

最後になりましたが、公益社団法人である当協会としては、通知人とは「競合関係」ではなく「ともにBPMの国内普及促進を図る協力関係」にあるものと認識していることを付言致します。

草々

令和7年 [REDACTED]

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

公益社団法人企業情報化協会（以下「貴協会」といいます。）代理人

弁護士 [REDACTED] 先生
同 [REDACTED] 先生
同 [REDACTED] 先生
同 [REDACTED] 先生
同 [REDACTED] 先生

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
電話 [REDACTED]
FAX: [REDACTED]
一般社団法人 BPM コンソーシアム
（代表理事 [REDACTED]）
代理人弁護士 [REDACTED]

ご 連 絡

前略

当職は、一般社団法人 BPM コンソーシアム（以下「通知人」といいます。）の代理人として、貴職らからの令和7年（2025年）12月12日付「回答書」に対し、次のとおり、ご連絡申し上げます。

貴協会は、通知人理事である [REDACTED] 氏（以下「[REDACTED] 理事」といいます。）が通知人の理事であることを「認識していなかった」旨を回答されました。

しかしながら、貴協会が主催するイベントの登壇者として [REDACTED] 理事を招聘し、あまつさえ貴協会の名称を冠した肩書きを付与するにあたり、同氏の現所属や社会的立場について基本的な調査・確認を行わなかったことは、公益社団法人としての運営上の注意義務を欠くものであり、極めて遺憾です。

[REDACTED] 理事が通知人の理事であることは、ウェブサイト等で容易に確認できる事実であり、「知らなかった」

という弁明は、通知人としては俄かに理解し難いです。

この点、貴協会は、[]理事に対し「公益社団法人企業情報化協会 ビジネスアナリスト」という肩書きを付した理由について、「何らの肩書きを付さないのは不自然」であり、「一般的に広く用いられる名称を使用した」旨、回答されました。

しかしながら、貴協会内に存在しない役職でありながら、「貴協会名+ビジネスアナリスト」と表記することは、第三者に対し、[]理事が貴協会の職員あるいは公的な役職者であるとの誤った認識を強く与えるものです。単なる「不自然さの解消」という理由で、事実と異なる表示を行い、通知人の現職理事を貴協会の構成員であるかのように偽った行為は、通知人の組織としての秩序および対外的信用をも侵害する行為です。

貴協会のコンプライアンス意識の欠如に対し、本書をもって強く抗議いたします。

なお、貴協会は、通知人とは「競合関係」になく、「ともに BPM の国内普及促進を図る協力関係」にあると主張されております。

しかしながら、これは貴協会の主観的な見解に過ぎず、通知人としては到底容認できません。そもそも両法人はともに「BPM（ビジネスプロセス管理）の普及」を目的とし、同一のターゲット層（BPMに関心を持つ企業や個人）を対象としている点では共通しますが、その本質的な活動理念や具体的な普及手法・提供する役務の内容は大きく異なります。このように、同一の市場に対して異なるアプローチや価値観を提示している以上、両法人は互いに顧客の支持を争う「競合関係」にあります。決して、互いの活動を補完し合うような「協力関係」にありません。

そもそも「協力関係」とは、双方の合意形成があつて初めて成立するものですが、通知人の預かり知らぬところで、通知人の現職理事を貴協会の講師として招聘し、独自の肩書きを付して利用する行為は、断じて「協力」と評価できるものではなく、公正な競争秩序を阻害する行為に他なりません。

したがって、貴協会と通知人は、競合関係にあることを改めて指摘します。

もっとも、通知人としては、貴協会が回答書にて示された「紛争解決までは接触しない」との意向を重く受け止め、無益な紛争の拡大を避けるべく、以下の条件を満たしたうえで合意書等の書面の取り交しが行われることを前提に、本件に関する法的措置を留保し、円満に解決する用意があります。

つきましては、本書面到達後10日以内に、以下の事項をご回答ください。

【解決条件】

- 1 競合関係にある貴協会と通知人との関係において、貴協会にて実在しない役職名を用いて[]理事を表示し、あたかも貴協会の役職員または関係者であるかのような誤認を公衆に与えた事実を認め、通知人に対し、当該行為について謝罪すること。
- 2 貴協会は、今後将来に渡って、[]理事を含む通知人の役職員に対し、勧誘、依頼、引き抜き、交渉そ

の他一切の接触を行わないこと。

- 3 万が一、正当な理由に基づき接触が必要となる場合には、事前に通知人の代表理事（ ）に対し書面にて通知し、同代表理事の書面による承諾を得た上で行うこと。
- 4 貴協会が上記 2・3 に違反した場合、貴協会は通知人に対し、違約罰として、違反行為 1 回につき金 万円を支払うこと。なお、当該違約罰の支払いは、通知人に生じた実損害が違約罰の額を超える場合、その超過額についての損害賠償請求を妨げるものではない。
- 5 本件（貴協会主催の『第 20 回デジタル業務改革／BPM フォーラム 2025』のウェブサイトにおいて、貴協会が 理事を登壇予定者として掲載し、かつ独自の肩書きを表示した件）に関して、上記 1～4 を除いて、貴協会と通知人との間に何らの権利義務関係が存在しないことを確認する。

貴協会におかれましては、上記条件を真摯に検討され、期限内に誠意あるご回答をいただけますようお願い申し上げます。

草々

2025年12月26日

一般社団法人BPMコンソーシアム（以下「通知人」と略称します）代理人
弁護士 [REDACTED] 殿

〒 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

公益社団法人企業情報化協会（以下「当協会」と略称します）代理人

弁護士 [REDACTED]

弁護士 [REDACTED]

弁護士 [REDACTED]

弁護士 [REDACTED]

弁護士 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

回 答 書 2

前略

貴職からの令和7年12月16日付書面（以下「本書面」といいます）に対し、当協会の代理人として回答します。

- 1 当協会において[REDACTED]氏が通知人の現理事であることを当時認識していなかったことは事実であり、また「ビジネスアナリスト」なる肩書も一般的な名称として使用したものであり当協会における役職者を示すものとして使用したものでないこともまた事実です。

但し、貴職指摘のような問題が生じうる可能性があったことは当職も理解できますので、当協会としても貴職指摘の点について十分注意を払って今後の業務運営に臨むものであります。

さらに「競合関係」についての認識の相違は、「公益社団法人」である当協会と「一般社団法人」である通知人の社団としての性質からくるものと思料されますが、通知人のような認識が存在すること自体を当協会が否定するものではないことも本書をもって回答致します。

ところで、本書面後段に記載された「通知人が求める解決条件」なるものへの当協会の対応ですが、2025年12月12日付回答書にも記載したように、当協会としては今後通知人HPに理事と表記されている方々とは通知人の業務に支障が生じる形での接触を行うつもりはありません。したがって、当協会としては通知人「代表理事の書面による承諾」を求める状況・事態が発生することは無いものと思料しております（なお、「正当な理由に基づ」く接触につき、前述の「書面による承諾」が不要なことは自明の理であるかと思われます）。また貴職指摘のような問題が生じうる可能性があった点については、既に通知人に対し本書をもって謝罪の意思は表明しているものと考えております。さらに、その余の「解決条件」なるものについては、あえて文書化する必要は無いものと当協会は考えていることをお伝え致します。

以上用件のみにて失礼致します。

草々

令和 年 月 日

〒 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

公益社団法人企業情報化協会（以下「貴協会」といいます。）代理人

弁護士 [REDACTED] 先生

同 [REDACTED] 先生

同 [REDACTED] 先生

同 [REDACTED] 先生

同 [REDACTED] 先生

〒 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 事務所

電 話： [REDACTED]

FAX： [REDACTED]

一般社団法人 BPM コンソーシアム

（代表理事 [REDACTED]）

代理人弁護士 [REDACTED]

ご 連 絡 2

前略

当職は、一般社団法人 BPM コンソーシアム（以下「通知人」といいます。）の代理人として、貴職らからの令和7年（2025年）12月26日付「回答書2」（以下、単に「回答書2」といいます。）に対し、次のとおり、ご連絡差し上げます。

通知人は、貴協会が「回答書2」において、[REDACTED] 理事に対し通知人の承諾なく貴協会の名称を冠した肩書を付して掲載した事実、及び今後は通知人の業務に支障が生じる形での接触を行わない意向を表明されたことを真摯に受け止めております。

しかし、通知人と貴協会の間には過去に [REDACTED] を巡る紛争が存在したという経緯があります。将来的な紛争の再発を防止し、両法人の健全な競争関係を維持するためには、単なる方針の表明に留まらず、責任の所在と

今後のルールを明確にした書面を締結することが、双方の利益に資するものと判断します。

つきましては、貴協会が既に認められている事実在即し、以下の項目を柱とした合意書の締結を提案します。

- ① 〇〇〇〇理事が通知人の理事であることを確認せず、貴協会の名称を冠した肩書を表示・掲載した事実の確認。
- ② 上記表示が、第三者に対し、〇〇〇〇理事が貴協会の関係者であるとの誤認を生じさせ得るものであったことの確認。
- ③ 両法人が BPM の普及・促進において競合関係にあることの再確認。
- ④ 今後、通知人の役職員に対する接触や事実と異なる表示を行わないこと。
- ⑤ 本合意書の締結をもって、本件に関する一切の権利義務関係が存在しないことを確認すること。

本提案は、無益な紛争を早期に終結させるための現実的な解決策として提示するものです。通知人としては、貴協会が公益社団法人としての誠実な対応をされることを期待しております。改めて通知人が提示した「解決条件」に基づく合意書の締結について、前向きなご回答をいただけますよう強く要請いたします。

草々

応じる用意はありませんので、その旨本書をもってご回答致します。

なお、今後同様の申し入れが通知人からなされたとしても、当協会としては、同様の回答をすることとなりますので、その場合はそもそも回答を控えさせて頂きますので、その旨もあわせてお伝え致します。

以上用件のみにて失礼致します。

草々